

だい き ほっかいどうしょう しゃきほんけいかく だい き
第3期北海道障がい者基本計画・第7期
ほっかいどうしょう ふくしけいかく かしょう そあん
北海道障がい福祉計画（仮称）素案
れいわ ねんど れいわ ねんど
【令和6年度～令和11年度】

ほっ かい どう
北 海 道

だい しょう ひと げんじょうとう
第2 障がいのある人の現状等

2 サービス提供体制の現状と評価

(4) 工賃（賃金）の状況

令和3年度（2021年度）における道内の事業所（就労継続支援事業所1,260か所）における月額一人当たり平均工賃（賃金）は、29,661円となっており、このうち、就労継続支援B型事業所（1,021か所）では、19,523円となっており、障がいのある人が、生きがいを持ち安心して地域で暮らせるようになるためには、工賃（賃金）向上に向けた更なる取組が求められています。

《工賃とは》
 生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として施設や事業所等の利用者に支払うこととされています。（障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等）

《賃金とは》
 賃金、給料、手当、賞与その他名称を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払うすべてのものをいいます。（労働基準法）

【令和3年度（2021年度）工賃（賃金）実績】

施設種別	施設数（か所）	定員（人）	工賃支払対象者延人数	工賃支払総額（円）	平均工賃/月（円）
就労継続支援A型事業所	239	4,550	50,432	3,922,064,513	77,769
就労継続支援B型事業所	1,021	21,636	239,317	4,672,172,924	19,523
合計	1,260	26,186	289,749	8,594,237,437	29,661

《賃金と工賃について》
 「賃金」と「工賃」は、ともに仕事・作業の対価として支払われるものですが、この計画においては、雇用関係において、企業、福祉工場、就労継続支援A型事業所等と雇用契約を締結する場合には「賃金」、就労継続支援B型事業所、地域活動支援センター・小規模事業所と利用契約を締結する場合には「工賃」としています。

しせつしゆべつ こうちん ちんぎん じっせき すい
【施設種別ごとの工賃（賃金）実績の推移】

しゅうぞくしえん がたじぎょうしょ 就労継続支援A型事業所	へいせい ねんど 平成29(2017年度)	へいせい ねんど 平成30(2018年度)	れいわ ねんど 令和元(2019年度)	れいわ ねんど 令和2(2020年度)	れいわ ねんど 令和3(2021年度)
しせつすう 施設数	216	227	224	222	239
がつ ちんぎん えん 1月あたり賃金(円)	70,061	72,906	74,524	76,881	77,769
しゅうぞくしえん がたじぎょうしょ 就労継続支援B型事業所	へいせい ねんど 平成29(2017年度)	へいせい ねんど 平成30(2018年度)	れいわ ねんど 令和元(2019年度)	れいわ ねんど 令和2(2020年度)	れいわ ねんど 令和3(2021年度)
しせつすう 施設数	800	852	901	938	1,021
がつ こうちん えん 1月あたり工賃(円)	18,810	18,966	19,078	19,202	19,523
じかん こうちん えん 1時間あたり工賃(円)	256	256	262	273	284

こうちんしはらたいしょうしゃのべにんずうおよ こうちんしはらそがく すい
【工賃支払対象者延人数及び工賃支払総額の推移】

	へいせい ねんど 平成29年度 (2017年度)	へいせい ねんど 平成30年度 (2018年度)	れいわ ねんど 令和元年度 (2019年度)	れいわ ねんど 令和2年度 (2020年度)	れいわ ねんど 令和3年度 (2021年度)
こうちんしはらたいしょうしゃ 工賃支払対象者 のべにんずうにん 延人数(人)	192,623	206,562	222,293	225,185	239,317
こうちんしはらいそがくえん 工賃支払総額(円)	3,623,222,775	3,917,733,468	4,241,094,530	4,323,969,276	4,672,172,924

こうちんじっせきしょうさ こうせいろうどうしょうちようさ
 ※工賃実績調査(厚生労働省調査)

いっばんしゅうろう いこうじようきよう
(5) 一般就労への移行状況

れいわ ねんど ねんど どうない しゅうろうけいじぎょうしょ いっばんしゅうろう いこうしやすう にん
 令和3年度(2021年度)における道内の就労系事業所から一般就労への移行者数は1,043人となつており、へいせい ねんど ねんど じっせき にん ひかく ばい ぞうか
 平成17年度(2005年度)実績(105人)と比較し、9.9倍の増加となっています。

また、ほうていこようりつ てきよう どうない みんかんきぎょう しや しょう ひと じつこようりつ
 法定雇用率*10が適用される道内の民間企業(3,889社)の障がいのある人の実雇用率は2.37%であり、ぜんこくへいきん うわまわ ほうていこようりつ たっせい きぎょう わりあい
 全国平均(2.20%)を上回っていますが、法定雇用率を達成している企業の割合は50.1%(1,950社)にとどまっているほか、しょう しょう ひと ひとり こよう きぎょう しゃ ぜんこく
 障がいのある人を一人も雇用していない企業は31.0%(1,206社)と全国平均(30.5%)より高い水準にあります。(令和3年(2021年)6月1日現在)。

しょう しょう ひとりひとり いよく しょう とくせいとう おう あんしん いっばんしゅうろう とく
 障がいのある人一人ひとりの意欲や障がい特性等に応じて、安心して一般就労に取り組むことができよう、きぎょうとう れんけい きぎょうどう しゅうろうしえん じゅうじつ きぎょうか ほか ひつよう
 企業等と連携・協働した就労支援の充実・強化を図っていく必要があります。

しゅうろうけいじぎょうしょ いっばんしゅうろう いこうしやすう
【就労系事業所から一般就労への移行者数】

種別	へいせい ねんど 平成29年度 (2017年度)	へいせい ねんど 平成30年度 (2018年度)	れいわ ねんど 令和元年度 (2018年度)	れいわ ねんど 令和2年度 (2020年度)	れいわ ねんど 令和3年度 (2021年度)
しゅうろくこう しえん 就労移行支援	575	638	652	501	591
しゅうろくこう しせつ ようせいしせつ 就労以降施設(養成施設)	0	0	0	0	0
しゅうぞくしえん がた 就労継続支援(A型)	167	174	189	114	185
しゅうぞくしえん がた 就労継続支援(B型)	226	299	272	245	267
ごうけい 合計	968	1,111	1,113	860	1,043

ふくししせつとうりようしや いっばんしゅうろうとう かん じつたいちようさ どうちようさ
 ※福祉施設等利用者の一般就労等に関する実態調査(道調査)

しょう しやこよう ぎむ みんかんきぎょう じつこようりつとう れいわ ねん ねん がつ にちげんざい
【障がい者雇用の義務がある民間企業の実雇用率等（令和3年（2021年）6月1日現在）】

ほうていこようりつ 法定雇用率	じつこようりつ 実雇用率	ほうていこようりつたっせいわりあい 法定雇用率達成割合	ほうていこようりつたっせいぎぎょうすう 法定雇用率達成企業数
2.3%	2.37%	50.1%	1,950

れいわ ねん ねん しょうがいしやこようじようきぎょう しゅうけいけつか こうせいらうどうしやうほっかいどうらうどうきぎょく
 ※令和3年（2021年）障 害 者 雇 用 状 況 の 集 計 結 果 （ 厚 生 労 働 省 北 海 道 労 働 局 ）

しょうがいしやこようりつせいど
《障 害 者 雇 用 率 制 度 に つ い て》
 じぎょうぬし しょうがいしや こよう そくしんとう かん ほうりつ ほうていこようりつじじょう わりあい しょう
 すべての事業主は、「障 害 者 の 雇 用 の 促 進 等 に 関 す る 法 律」に 基 づ き、 法 定 雇 用 率 以 上 の 割 合 で 障 がい の ある 人 を 雇 用 す る 義 務 が あり ます。
 ほうていこようりつ れいわ ねん ねん がつ みんかんきぎょう ちほうじちたい とどうふけんとう きょういくいいんかい
 法定雇用率は、令和3年3月から、民間企業2.3%、地方自治体2.6%、都道府県等の教育委員会2.5%
 れいわ ねん ねん がつ みんかんきぎょう れいわ ねん ねん がつ だんかいてき
 ですが、令和6年（2024年）4月から、民間企業では2.5%、令和8年（2026年）4月から2.7%と段階的
 ひ あ どうよう くにおよ ちほうこうきぎょうだんたいとう だんかいてき ひ あ れいわ ねん ど
 に引き上げられます。同様に、国及び地方公共団体等についても段階的に引き上げられ、令和8年度
 きょういくいいんかい ともな しょう ひと こよう
 から3.0%（教育委員会は2.9%）となります。また、それに伴い、障 害 者 の ある 人 を 雇 用 し な け れ ば
 じぎょうぬし はんい じゅうぎょういん にんいじょう にんいじょう れいわ ねん ねん がつ
 ならない事業主の範囲が、従業員43.5人以上から40.0人以上へ、令和8年（2026年）4月から37.5
 にんいじょう かくだい
 人以上へと拡大されます。

とくべつしえんがっこうそつぎょうせい しんろじようきぎょう
(7) 特別支援学校卒業生の進路状況

どうない とくべつしえんがっこう れいわ ねん ねん がつ こうとうぶそつぎょうしや にん しゅうしょく にん
 道内の特別支援学校の令和5年（2023年）3月における高等部卒業生1,152人のうち、就職は417人
 ぜんたい ふくしせつりよう にん ぜんたい
 で全体の36.2%、福祉施設利用は627人で全体の54.4%となっています。
 とくべつしえんがっこう そつぎょう ひと みちか ちいき せいかつ ざいがくちゅう しゅうしょくしえん きょうか
 特別支援学校を卒業した人が、身近な地域で生活することができるよう、在学中の就職支援の強化
 ちいき きばん せいび ひつよう
 や地域のサービス基盤を整備していく必要があります。

とくべつしえんがっこうそつぎょうせい しんろじようきぎょう
【特別支援学校卒業生の進路状況】

たんい にん
 （単位：人）

	しんろ 進路	がっこう 学校	しかく、しょう 視覚障がい	ちようかびやう 聴覚障がい	ちてき、しょう 知的障がい	したい、ふじゆう 肢体不自由	びょうじやく 病弱	けい 計	せんこうか 専攻科		
									しかく 視覚	ちようかく 聴覚	
高等部 こうとうぶ	そつぎょうせい 卒業生		14	16	1,052	66	4	1,152	9	3	
	しゅうしょく 就職		1	5	402	9	0	417	7	1	
	しんがく 進学	せんこうか、とう 専攻科等		3	3	0	0	0	6	1	0
		だいがくなど 大学等		2	5	0	3	0	10	0	2
		きょういくれんきかん、とう 教育訓練機関等		0	2	20	3	0	25	1	0
		しょうけい 小計		5	10	20	6	0	41	0	0
	ふくし、しせつりよう 福祉施設利用		8	1	570	46	2	627	0	0	
た、にゅういん、じたくりようとう その他（入院、自宅療養等）		0	0	60	5	2	67	0	0		

だい けいかくすいしん きほんてきじこう
第3 計画推進のための基本的事項

けいかく たいけい
【計画の体系】

きぼう しょう しゃ あんしん ちいき く しゃかい じつげん
希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会の実現

すいしんこうもく
《推進項目》

1 北海道障がい者条例の施策の推進

2 権利擁護の推進

3 就労支援施策の充実・強化

4 相談支援体制・地域移行支援の充実

5 サービス提供基盤の整備

6 保健福祉・医療施策の充実

すいしんしきく
《推進施策》

(1) 北海道障がい者条例の施策の推進

- (1) 権利擁護の推進・虐待の防止
- (2) 成年後見制度等の活用促進
- (3) 理解の促進
- (4) 地域福祉活動の推進

- (1) 道民、企業、行政等が一体となった応援体制づくり
- (2) 一般就労の推進
- (3) 多様な就労の機会の確保
- (4) 福祉的就労の底上げ

- (1) 生活支援体制の充実
- (2) 相談支援体制・地域移行支援の充実・強化
- (3) 意思決定支援の推進
- (4) 障害福祉サービス・地域生活支援事業の充実
- (5) 生活安定施策の推進
- (6) 福祉サービス事業者等の指定、指導監査の実施

- (1) 住まいの基盤整備の充実
- (2) 日中活動サービスの充実
- (3) 地域生活を支えるサービス基盤の充実
- (4) 共生型地域福祉拠点の取組の推進
- (5) 地域間格差の縮小
- (6) 施設による支援

- (1) 適切な保健・医療の提供
- (2) 障がいの原因となる疾病等の予防・治療
- (3) 精神障がいのある人や難病患者の方など障がい

(4) 特性に応じた支援の充実
(5) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

7 多様な人材の確保・定着・養成及びサービスの質の向上

(1) 人材の確保・定着・養成
(2) サービスの質の向上

8 障がい児支援の充実

(1) 障がいのある子どもに対する支援の充実
(2) 学校教育の充実
(3) 医療的ケアを必要とする子どもや難聴児への支援の充実

9 発達障がいのある人や在宅の障がいのある人等への支援

(1) 発達障がいのある人に対する支援の充実
(2) 在宅の障がいのある人等への支援の充実

10 自立と社会参加の促進・取組定着

(1) 社会参加の促進
(2) スポーツ・文化芸術活動の振興
(3) 読書バリアフリーの推進
(4) 生涯学習機会の充実

11 北海道意思疎通支援条例・手話言語条例の施策の推進

(1) 情報通信における情報アクセシビリティの向上
(2) 意思疎通支援の充実
(3) 言語としての手話の理解促進等

12 安全確保に備えた地域づくりの推進

(1) 住まい・まちづくりの推進
(2) 移動・交通のバリアフリーの促進
(3) 防災・防犯対策の推進

1 第6期障がい福祉計画推進の基本方針

(3) 就労支援施策の充実・強化

障がいがあっても、地域において、いきいきと働くことができるよう、社会全体で応援する機運の醸成を図りながら、企業等と連携・協働し、障がいのある人の意欲や特性に応じた、就労機会の拡大と工賃（賃金）水準の向上や職場定着を促進します。

第4 計画推進のための具体的な取組

3 就労支援施策の充実・強化

【現状と課題】

- 就労を希望する障がいのある人を取り巻く雇用情勢は依然厳しい状況にあります。
このような中で、障がいの程度や種別、年齢などに関わらず、希望する地域で、本人の意欲や障がい特性等に応じた多様な働き方が可能となるよう、社会全体で応援する体制づくりが求められています。
- 各地域において様々な分野の機関が連携した障がいのある人の就労を支えるネットワークの充実と企業との連携・協働の推進を図りながら、道民、企業、行政等が一体となった応援体制づくり、就労系事業所からの一般就労の推進、多様な就労の機会の確保、福祉的就労の底上げが必要です。

【考え方】

- 障がいがあっても、地域において、いきいきと働くことができるよう、社会全体で応援する機運の醸成を図りながら、企業等と連携・協働し、障がいのある人の意欲や特性に応じた、就労機会の拡大と工賃（賃金）水準の向上や職場定着を促進します。

(1) 道民、企業、行政等が一体となった応援体制づくり

【推進の視点】

- 障がいのある人がいきいきと働くことのできる地域社会の実現のためには、地域の方々、障害福祉サービス事業所、企業、行政等すべての道民が、「障がい」や「障がいのある人が働くこと」について理解を深め、地域社会全体で応援する体制づくりが必要です。
- 福祉的就労における工賃向上のための障害福祉サービス事業の安定的な運営に向けて、民間ノウハウを積極的に活用し、就労支援のための総合的なサポート体制の充実が必要です。

【推進施策】

① 働く障がい者に対する道民の応援

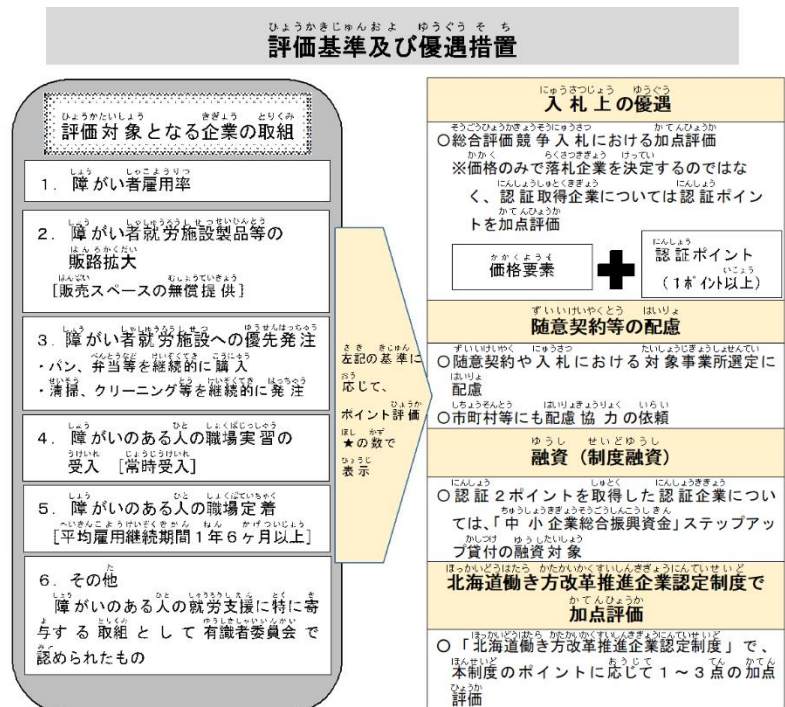
- 障がいのある人の就労に関する理解を促進するため、道民一人ひとりにホームページや広報誌等様々な広報媒体を活用し、雇用事例や障害福祉サービス事業等の情報提供を行うとともに市町村における広報などの取組を進めます。
- 道民による障害福祉サービス事業所（就労継続支援事業所や生産活動を行う地域活動支援センター）や障がいのある人を雇用している企業等（以下「障害者就労施設等」という。）からの購買など応援の取組を促進します。

② 企業・行政の取組の推進

- 関係機関と緊密に連携しながら、障害福祉サービス事業の経営改善や受注拡大等の工賃向上に向けた各種取組を集中的かつ効果的に推進します。
- 北海道障がい者条例に基づく「障がい者就労支援企業認証制度^{*54}」及び「障がい者就労支援の輪を広げる取組～道民一人1アクション^{*55}」により、企業等による障がいのある人の雇用や障害者就労施設等への優先発注など、企業と連携した就労支援の取組を推進するとともに、その内容を広く道民にPRします。

- ・ 認証制度については、必要に応じて評価基準の見直しを行うとともに、認証の取得を促進するための優遇措置として導入した道の低利融資や入札等での配慮について、より効果的な制度となるよう検討を行いながら、制度の普及・拡大を図ります。
 - ・ 障がい者就労施設等の製品の販路拡大を図るため、流通事業者等の民間企業と連携・協働した取組を推進します。
 - ・ 障がいのある人の就労支援に関する各種施策（福祉、雇用）や雇用に関する取組事例を企業や道民等に情報提供するとともに、市町村においても企業等に対する情報提供が行われるよう働きかけ、障がいのある人の雇用や就労についての理解を促進します。
 - ・ 経済団体等へ障がいのある人の雇用を一層推進するよう要請します。
 - ・ 道は、毎年、障がいのある人が就労する施設等からの物品等の優先的な調達を推進するための方針を策定し、特定随意契約制度*56の活用などにより、物品購入や役務の提供等について、障害者就労施設等に対する優先的な発注に努めるとともに障がいのある人を雇用する企業等への配慮措置について検討を行います。
- また、市町村等に対して、障がいのある人が就労する施設等からの物品等の優先的な調達を推進するための方針の策定を促し、障害者就労施設等への発注促進について、働きかけを行います。
- ・ 道の調達方針に基づき、指定法人は各部局等が物品の調達を検討する際の相談窓口となり、福祉サービス事業所が提供可能な物品等の情報の収集や提供、マッチング支援などの取組を行います。

図5 就労支援企業認証制度



(2) 一般就労の推進

【推進の視点】

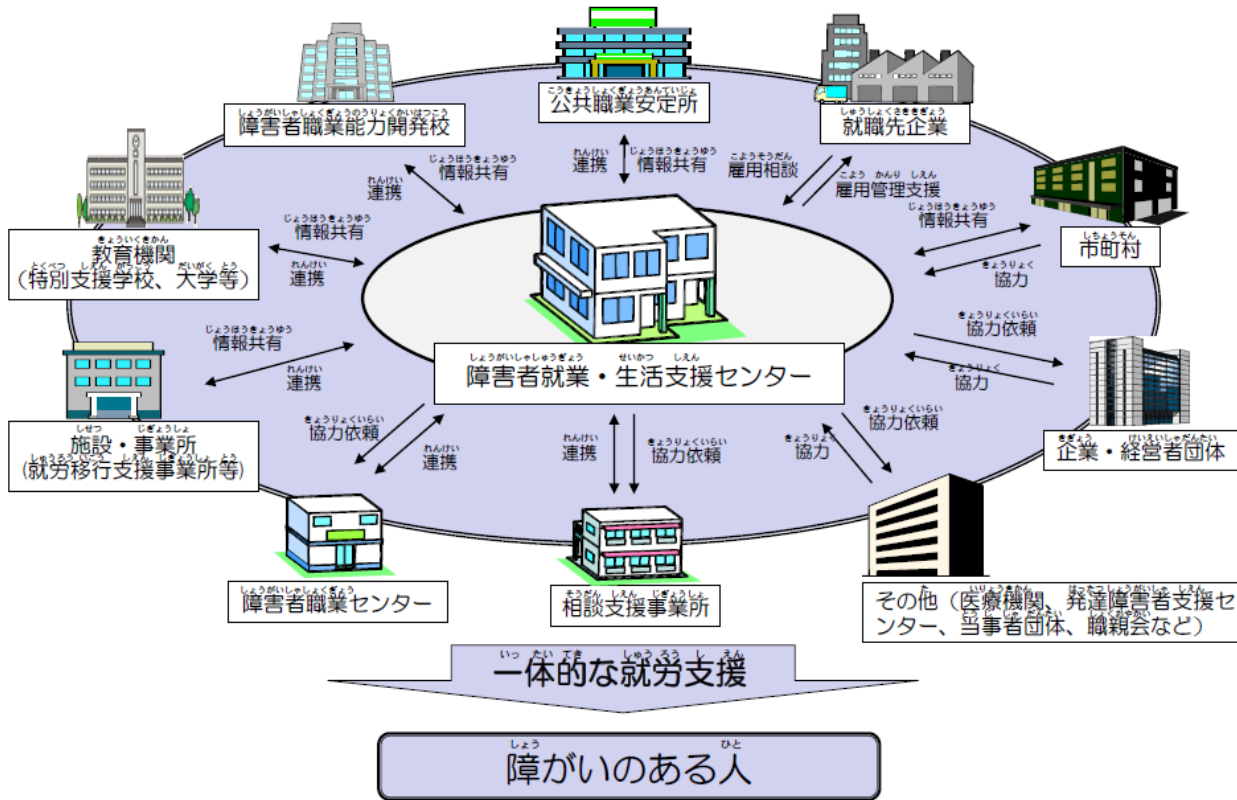
- 障がいのある人の就労支援を推進するためには、福祉、労働、教育等の関係機関が連携し、様々な分野において一体的に支援を行うとともに、地域においては、就業面と生活面における一体的な支援を行う障害者就業・生活支援センターを中心とした就労支援ネットワークなどを活用し、関係機関や企業、市町村等との連携や協働を推進することが必要です。
- 障がい特性に応じた職場適応や職場定着のための支援を障がいのある人及び企業双方に行い、本人の能力・スキルの向上と環境整備が必要です。
- 一般就労及び職場定着の促進のために、就労系サービス事業所（就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、就労定着支援事業所）におけるサービスの質の向上と、就労支援担当職員等のスキル向上が必要です。
- 企業における障がいのある人の雇用率向上のため、厚生労働省・北海道労働局、障害者就業・生活支援センター等関係機関との連携や協働を推進することが必要です。

【推進施策】

① 関係機関のネットワークの充実

- 北海道障害者雇用支援合同会議を中心に公共職業安定所、高齢・障害・求職者雇用支援機構北海道支部、高等技術専門学院、障害者職業能力開発校などの労働関係機関と協力して、制度、施策の横断的な調整に基づく一貫した雇用体制を推進し、地域の福祉施設、企業との連携づくりを進めます。
- 障害者就業・生活支援センターを中心に構築した就労支援ネットワークなどを活用し、地域における市町村、就労系サービス事業所、公共職業安定所、障害者職業センター*57、特別支援学校と中等教育機関、大学等高等教育機関、企業など、福祉・労働・教育等の関係機関、団体のネットワークの充実を進めます。
- 市町村の協議会や21障がい保健福祉圏域に設置している障がい福祉計画等圏域連絡協議会を活用し、就労施策を推進します。

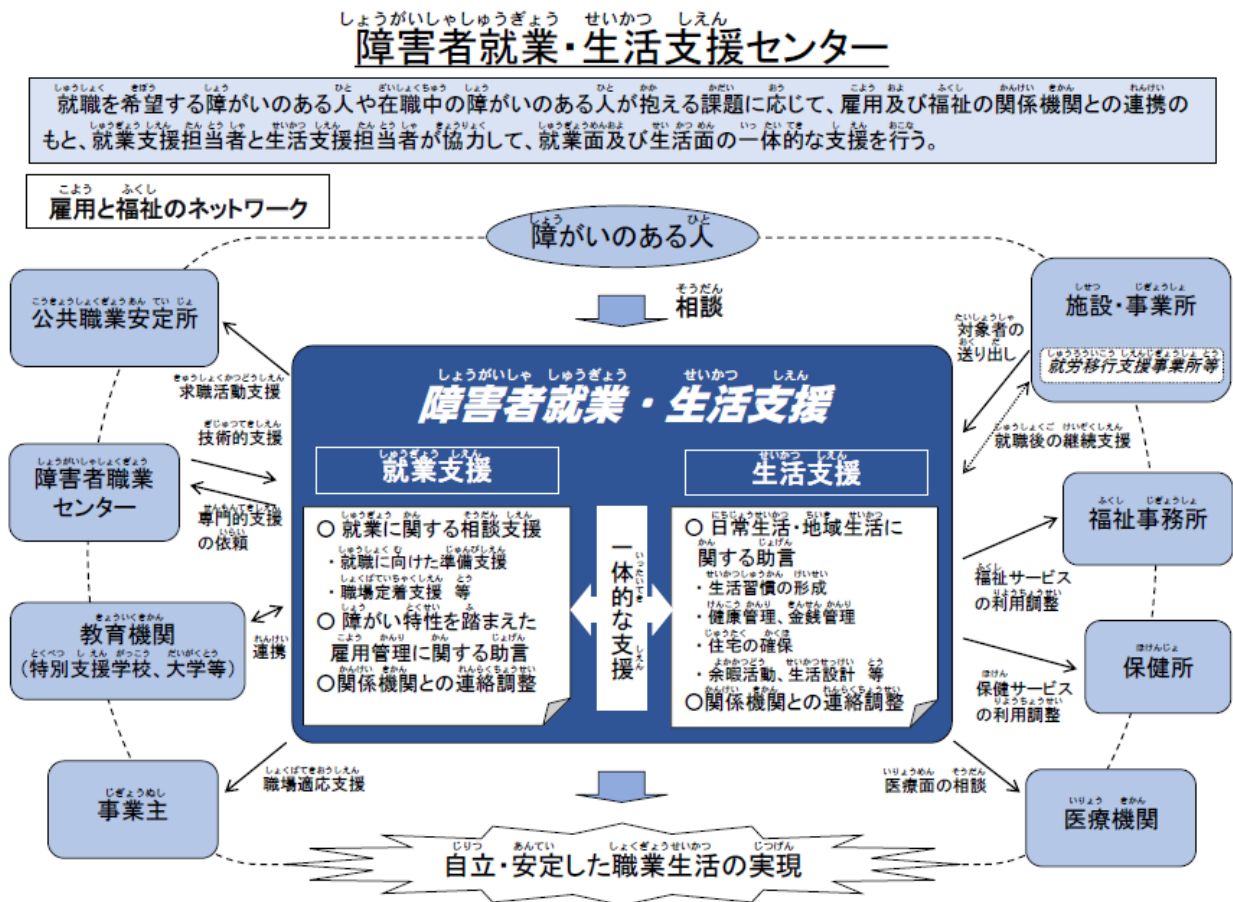
図6 【地域における就労支援ネットワーク】



② 移行サポート体制の整備

- 障がいのある人に就業面と生活面における一体的な支援を行う障害者就業・生活支援センターを中心に、関係機関と職業準備訓練から職場定着までのプロセスごとに役割分担し、生活支援を含め、障がいの種別や本人の希望に応じた包括的な支援が行われる体制づくりを進めます。
また、21障がい保健福祉圏域に障害者就業・生活支援センターの設置を目指すことを基本としつつ、北海道障がい者就労支援推進委員会の意見を伺いながら整備を進めます。
- 特別支援学校等中等教育機関及び大学等高等教育機関からの卒業、医療機関からの退院に備え、就労系の障害福祉サービス（今後創設される就労選択支援サービスを含む）の利用や就労適性等のアセスメントに取り組む市町村等を支援します。
- 職場での実習・体験を通じて働くことについての意欲を持ち、一般就労の可能性を引き出すことができるよう、道における実習の受入や臨時職員としての任用を推進し、市町村における受入等についても要請します。
- 障害者職業能力開発校などにおける職業訓練や民間訓練機関等への委託訓練による知識・技能の習得の支援、企業見学会の実施等により一般就労の促進を図ります。
- 就職等の困難性の高い精神障がい、発達障がい、難病などの障がいのある人に対し、関係機関と連携して専門的な支援を行います。
- 地域間の均衡に配慮しつつ、就労系サービス事業所の整備を促進します。

図7 【障害者就業・生活支援センター】



③ 障がい者雇用企業や職場定着への支援

- 障がいのある人が企業において職場環境に適應するための実地訓練を行う職場適應訓練の活用を促進します。
- 障がいのある人の雇用の経験がない企業に、障がいのある人の雇用を取り組むきっかけづくりを進める障害者トライアル雇用制度*58の活用を促進します。
- 障がいのある人の職場適應を容易にするために、企業へ派遣される職場適應援助者（ジョブコーチ）*59の活用を促進します。
- 公共職業安定所を中心とした就職の準備段階から職場定着までの一連の支援（チーム支援）の活用が進むよう関係機関へ働きかけます。
- 公共職業安定所と連携し、法定雇用率の周知を図るとともに、障がいのある人を雇用する企業への支援策の活用が進むよう関係機関に働きかけます。
- 障がいのある人を雇用する企業に対する助成制度の活用を促進します。
- 障がいのある人の生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関、家族等との連絡調整やそれらに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施する就労定着支援事業の活用を促進します。
- 精神障がいのある人の職場復帰や職場適應を円滑に進めるための職場復帰支援の活用を促進します。

④ 就労支援サービスの質の向上

- ・ 経済団体や企業等に対して、特別支援学校の生徒が、一定期間企業で働く体験をする現場実習の受け入れ推進を図ります。
- ・ 障害者雇用を促進するという長期的な視点から、企業が障害のある生徒や障害者雇用について理解するための機会を確保するため、企業を対象とした特別支援学校の見学会等の推進を図ります。

(3) 多様な就労の機会の確保

【推進の視点】

- ・ 一般就労の推進や福祉的就労の底上げを図るためには、地域における関係機関等の連携・協力の下、障がいのある人の特性等を踏まえ、地域の実情などを踏まえた新たな取組や事業展開を促進し、障害福祉サービス事業所等における就労の場を拡大することが必要です。
- ・ 就労系サービス事業所において、事業所以外での活動（施設外就労、施設外支援）の取組が進められています。一般就労の拡大に向けては、こうした企業や地域との連携が必要です。
- ・ 障がい特性や個々の障がいのある人を取り巻く環境から、通勤が困難な障がいのある人が、在宅においても就業できる仕組みの整備が求められています。

【推進施策】

① 地域特性等を活かした就労機会の確保

- ・ 地域の行政、企業、経済団体、福祉団体等の連携・協力体制の充実を図り、障害福祉サービス事業所に対して、農業、工業、観光業等の基幹産業の関係施策とタイアップした取組や、介護・福祉サービスなど新たな職域に進出している取組に関する情報提供を進め、地域特性、就労系障害福祉サービス事業所の特徴を活かした事業展開を促進します。
- ・ 就労移行支援事業等を利用したものの一般企業等の雇用に結びつかない方や、就労の機会等を通じて生産活動にかかる知識及び能力の向上が期待される高齢者等を対象として、就労継続支援B型事業等による適切な支援を実施する体制づくりを促進します。

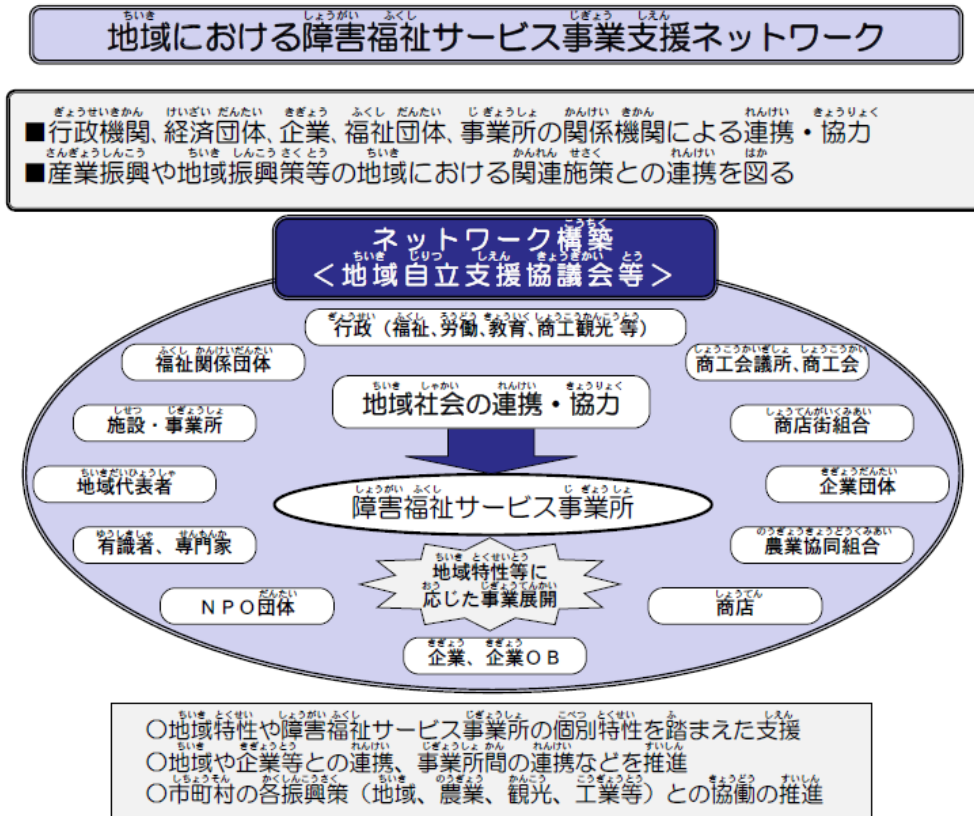
② 施設外就労等の就労形態の普及促進

- ・ 企業から請け負う作業を当該企業内で行う施設外就労（企業内就労）や就労系サービス事業所以外で活動を行う施設外支援（職場実習、求職活動、在宅就労）を推進するため優良な取組を紹介します。
- ・ 障がいのある方の就労を促進するため、農福連携・水福連携など福祉と地場産業との連携を推進するとともに、農福連携技術支援者を育成し、農業現場に派遣するなど、地場産業や企業、市町村など地域における新たな就労の場の創出と自立促進、各事業所等に対する支援に努めます。
- ・ 農業分野での障がいのある方の就労を支援し、障がいのある方の工賃向上を図るため、障がい福祉サービス事業所の農業への参入を支援するとともに、農業に取り組む事業所による販売イベント、農業生産者と障がい者就労施設のマッチング支援、障がい者就労施設への農業の専門家派遣を推進します。

③ ICT等を活かした在宅就労等の推進

- ・ 道や市町村等の優先調達による在宅就業障がい者の受注機会の増加を図ります。
- ・ 在宅就業障がい者に仕事を発注した企業に特例調整金等を支給する制度など各種支援策の周知を図り、活用を促進します。
- ・ 創業を目指す障がいのある人を支援するため、取組事例や創業に必要なノウハウ習得のための研修などの情報提供に努めます。

図8 【地域における障害福祉サービス事業支援ネットワーク】



(4) 福祉的就労の底上げ

【推進の視点】

- ・ 一般就労が困難な障がいのある人が工賃（賃金）と障害基礎年金などの社会保障給付により、地域で経済的に自立した生活が可能となるよう福祉的就労における工賃等の向上を図るため、障害福祉サービス事業所に対する民間ノウハウを活用した総合的な支援が必要です。

【推進施策】

① 障害福祉サービス事業所の収益力の向上

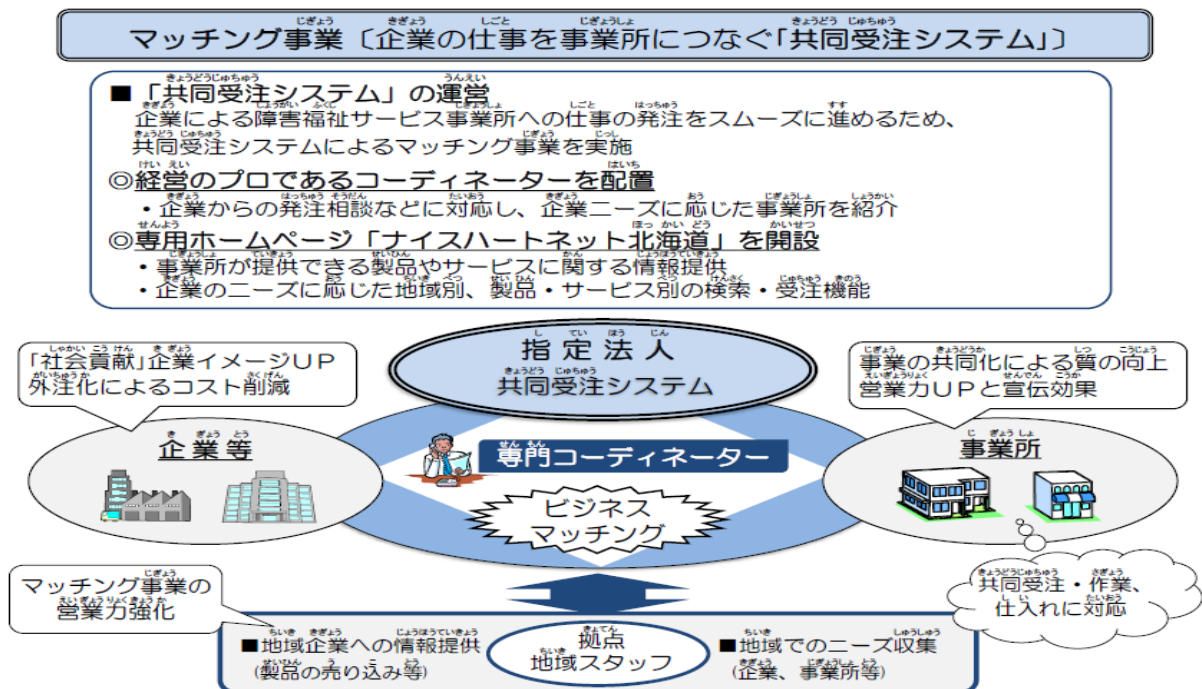
- ・ 障害福祉サービス事業所に対し工賃向上計画の作成・推進に関する研修等を行うとともに、経営コンサルタント等による経営・事業改善、営業・製造技術等に関する助言や市場ニーズを踏まえた商品づくりをめざした商品改良や新商品開発に関する専門的な助言を行います。

- ・ 障害福祉サービス事業所同士による原材料の共同購入や作業工程の分担、営業協力など連携体制づくりを推進します。
- ・ 収益性の高い優良な障害福祉サービス事業所の生産技術・経営手法の紹介などにより、生産性の向上や新たな職域への事業展開などを推進します。
- ・ 障害福祉サービス事業所が市場ニーズに対応した魅力ある製品や質の良い役務の提供を安定的に行うことができるよう、マーケティング手法等も取り入れて、市場ニーズ調査や製品等の評価を行い、障害福祉サービス事業所における商品づくり等の取組を促進します。

②製品等の販路拡大

- ・ 企業が発注する業務を複数の障害福祉サービス事業所へスムーズにつなぐ「共同受注システム」の充実を図るとともに、専門コーディネーター及び道内拠点地域に配置する「地域スタッフ」により、製品・役務に関する情報提供や企業ニーズの収集など活発な営業活動を行うマッチング事業を推進します。
- ・ 企業と障害福祉サービス事業所による商談会の開催や経済団体等が主催する商談会への参加などによりマッチング機会を拡大します。
- ・ 行政機関の庁舎等のロビーや売店等のスペースを活用した障害福祉サービス事業所の販売コーナー設置など、行政における販売支援の取組を促進します。
- ・ 大型商業施設等での販売機会の拡大や実証販売などを通じた製品改善、多店舗展開企業等での商品採用による市場での流通拡大を図ります。

図9 【共同受注システム】



第6 令和8年度（2026年度）・令和11年度（2029年度）の成果目標

障がいのある人の自立を支援する観点から、「地域生活移行」、「地域生活支援拠点等の整備」や「就労支援」及び「障がい児支援」といった課題に対応するために、令和8年度（2026年度）及び令和11年度（2029年度）の成果目標を設定します。

この成果目標の設定については、国の基本指針で示す目標値やこれまでの実績等を踏まえ、設定することとしています。

また、成果目標の設定にあたっての「一般就労」についての考え方は、次のとおりとしています。

《一般就労とは》

障がいのある人の意欲や障がい特性等に応じた、フルタイム、パートタイム、常勤、非常勤、季節労働などの多様な働き方があると考えています。

そのため、計画においては、1年間に在宅就労者を含む雇用契約を結んだ新規就労者（就労継続支援A型事業の利用者を除く。）及び創業した者の数を目標値として整理しています。

4 就労支援に関する目標

(1) 就労系事業所から一般就労への移行

一般就労への年間移行者数については、国の基本指針に基づき1,335人（令和3年度（2021年度）実績1,043人の1.28倍）を目標値として設定しています。

【就労系事業所から一般就労への移行目標】

項目	数値	備考
年間一般就労者数	1,335人	令和3年度（2021年度）実績（1,043人）の1.28倍を設定

(2) 各事業の一般就労移行者数

就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業における令和8年度（2026年度）中に一般就労へ移行する者については、国の基本指針に基づき、774人（令和3年度（2021年度）実績（591人）の1.31倍）、238人（令和3年度（2021年度）の1.29倍）、341人（令和3年度（2021年度）の1.28倍）を目標値として設定しています。

【各事業の一般就労移行者数】

項目	R8 目標	R11 目標	備考
就労移行支援事業	774人	1,014人	令和3年度（2021年度）実績（591人）の1.31倍を設定
就労継続支援A型事業	238人	307人	令和3年度（2021年度）実績（185人）の1.29倍を設定
就労継続支援B型事業	341人	437人	令和3年度（2021年度）実績（267人）の1.28倍を設定

(3) 就労定着支援事業に関する目標

就労支援事業所については、就労支援事業利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とします。

就労定着支援事業の利用者数については、国の基本指針に基づき、令和3年度(2021年度)の利用実績788人の1.41倍以上を目標値として設定しています。

また、就労定着率については、国の基本指針に基づき、事業所全体のうち就労定着率が7割以上の事業所が2割5分以上となるよう目標を設定しています。

なお、就労定着率とは、前年度末から過去6年間に就労定着支援の利用を終了した者に占める一般就労への移行先での雇用継続期間が前年度において3年6ヶ月以上6年6ヶ月未満に該当した者の割合をいいます。

【就労定着支援事業に関する目標】

項目	R8 目標	R11 目標	備考
就労定着支援事業の利用者数	1,111人	1,566人	就労定着支援事業の利用者数（令和3年度(2021年度実績)の1.41倍を設定）
就労定着率7割以上の事業所の割合	25%	25%	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所の割合

(4) 障がい者就業・生活支援センターの整備目標

障がい者就業・生活支援センターについては、国の方針に基づき、すべての障がい保健福祉圏域(21か所)に設置することを目標としますが、本道の広域分散型の地域特性やサービス見込み量等を考慮し、第7期計画期間中においては、14か所の整備目標とします。

また、サテライトセンターの設置など未設置圏域をカバーしているセンター等の負担軽減策に取り組んでいきます。

【障がい者就業・生活支援センターの整備目標】

項目	R11 目標値	備考
障がい者就業・生活支援センターの整備	14か所	令和11年度末までに整備

(5) 福祉的就労に関する目標

就労継続支援B型事業所における目標工賃(道における平均工賃月額)については、21,209円(令和3年度(2021年度)実績19,523円から8.64%増)を目標値として設定しています。なお、すべての市町村が優先調達推進法*62に基づく「調達方針」を策定することを目標とします。

【福祉的就労に関する目標】

項目	R8 目標	R11 目標	備考
平均工賃月額(対象事業所：就労継続支援B型事業所)	21,209円	23,041円	就労継続支援B型事業所における平均工賃月額 令和3年度(2021年度)実績値19,523円、令和3年度(2021年度)実績値伸び率1.67%(5年で8.64%)から設定

こうちんこうじょうけいかく さくてい 工賃向上計画を策定す たいしょうじぎょうしよ わりあい る対象事業所の割合	100%	100%	令和3年度(2021年度)実績 90% すべての就労継続支援B型事業所が「工賃 向上計画」を策定することを目標とする
しょう しょうしゅうろうしえんきぎょう 障がい者就労支援企業 にんしょうせいどとうろくきぎょうすう 認証制度登録企業数	236社	262社	令和4年度(2022年度)実績210社 直近(H30年度~R4年度)の年間登録増加 企業数の平均値(6.5社)から設定
ゆうせんちやうたつほうしん さくてい 優先調達方針を策定す しちやうそんすう る市町村数	179市町村	179市町村	全市町村

(6) その他の就労関連の目標

庁内関係課や労働関係機関等で構成されている北海道障害者雇用支援合同会議でまとめた目標は次のとおりで、これまでの実績などに基づき設定しています。

【その他の就労関連目標】

項目	R8 目標値	R11 目標値	備考
障がい者に対する職業 訓練の受講者数	76人	96人	令和3年度(2021年度)実績(60人)の1.27 倍を設定
就労系事業所から公共 職業安定所への誘導者数	4,135人	4,135人	第6期北海道障がい福祉計画の目標値より 継続して設定
就労系事業所から障害者 就業・生活支援センター への誘導者数	264人	264人	第6期北海道障がい福祉計画の目標値より 継続して設定
公共職業安定所における 就労系事業所利用者の 支援者数	881人	987人	令和3年度(2021年度)実績(787人)の1.12 倍を設定